【吉和・佐伯地域】

景観形成基準に基づく配慮事項（開発行為　土地の開墾その他土地の形質の変更）

事項	景観形成基準	チェックリスト	
変更後	長大な法面又は擁壁等を生じないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫すること。	(1)	長大な法面又は擁壁を生じないよう配慮している □ はい □ いいえ □ 該当なし　〝いいえ〟の場合は(2)～(4)の項目を検討
	こう配は、できる限り緩やかなものとすること。	(2)	できる限り緩やかなこう配としている。 □ はい □ いいえ □ 該当なし 〝いいえ〟の場合は理由を記載
	周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮すること。	(3)	周辺の景観と調和した形態及び材料としている。 □ はい □ いいえ □ 該当なし 〝いいえ〟の場合は理由を記載
	自然植生と調和したできる限り豊かな緑化に努めること。	(4)	自然植生と調和した緑化等に修景を行っている。 □ はい □ いいえ □ 該当なし 〝いいえ〟の場合は理由を記載

（裏面に続く）

【吉和・佐伯地域】

景観形成基準に基づく配慮事項(開発行為　土地の開墾その他土地の形質の変更)

その他	1　行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。	(5)	建築物等の配置が定まりにくい敷地の不整形な分割や細分化はできる限り避けている。 "いいえ"の場合は理由を記載 □ はい □ いいえ □ 該当なし
	2　埋立て又は干拓にあたっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。	(6)	護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫している。 "いいえ"の場合は理由を記載 □ はい □ いいえ □ 該当なし
	3　総合的な景観形成計画を策定の上、行為終了後の土地の所有者又は建築物の所有等を目的とする地上権、地役権若しくは賃借権等を有する者(当該行為地及び建築物の管理者を含む。)に対してその内容を遵守するよう要請すること。	(6)	区域内の景観形成計画(または景観形成を図ることができるよう景観形成計画に準じた関連計画)を策定している。 "いいえ"の場合は理由を記載 □ はい □ いいえ
		(7)	区域内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、当初の計画を引き継ぐよう努める。 □ はい
	4　調整池の造成にあたっては、周辺の景観と調和するよう位置及び形態等を工夫すること。	(8)	調整池の造成にあたっては、周辺の景観と調和するよう位置及び形態等を工夫している。 "いいえ"の場合は理由を記載 □ はい □ いいえ □ 該当なし
	5　別荘地等のリゾート・レクリエーション地や、住宅団地等の開発にあたっては、特に、次のことに留意すること。 (1) 土地の造成及び立木の伐採は、必要最小限にとどめること。 (2) 道路の線形は、自然の地形を生かしたものとすること。 (3) 周辺からの眺望を妨げることのないよう、敷地境界部には、高木になる在来種により修景を行うこと。 (4) 住宅や別荘の分譲にあたっては、地域の風土に合った住宅地や別荘となるよう、必要に応じて分譲後の各々の敷地内における建築物の形態等及び建ぺい率並びに修景に関する事項などを定めた景観形成住民協定等の締結を促進すること	(9)	土地の造成及び立木の伐採は、必要最小限にとどめている。 "いいえ"の場合は理由を記載 □ はい □ いいえ □ 該当なし
		(10)	道路の線形は、自然の地形を生かしたものとしている。 "いいえ"の場合は理由を記載 □ はい □ いいえ □ 該当なし
		(11)	周辺からの眺望を妨げることのないよう、敷地境界部に、高木になる在来種により修景を行っている。 "いいえ"の場合は理由を記載 □ はい □ いいえ □ 該当なし
		(12)	分譲後の各々の敷地内における建築物の形態等及び建ぺい率並びに修景に関する事項などを定めた景観形成住民協定等の締結を促進することとしている。 "いいえ"の場合は理由を記載 □ はい □ いいえ